

【翻記】

同意と自己決定

Einwilligung und Selbstbestimmung

— Von Professor Dr. Hans Joachim Hirsch, Köln

ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ
石原 明（訳）

〔はじめに〕

私は、一九八一年四月から一九八三年三月までの二年間、「生命科学と法」に関する研究をテーマに、西ドイツ、ケルン大学刑事法研究所に留学し、同研究所所長であるヒルシュ教授にいろいろとお世話をいたただくことになった。ヒルシュ教授は大へん親切に私を遇してくれ、研究上の便宜をいゝまいまで与え、また相談にも応じて下さった。そこで私も、ヒルシュ教授の御親切に少しでもむづがるため、私の研究テーマ

同意と自己決定 石原

(ケルン大学刑事法研究室にて)

〔ほん訳〕

1

「このとくら、ただそれだけの理由で同教授に申し出たといひが、教授は次のようなコメントを寄せて下さった上、この論文の公表後の状況を記した追録原稿まで書いて下された。即ち、

「Diese Aufsatz ist in deutsche Sprache erschienen in der Festschrift für Hans Welzel, 1974, S. 775ff. Die japanische Übersetzung hat freundlicherweise Herr Professor Akira Ishihara, Kobe-Gakuen-Universität, angefertigt, dem ich dafür herzlich dank. Sie enthält einen Nachtrag, in dem ich zu der Entwicklung seit 1974 Stellung nehme. (この論文は、ハイム語によるもので、日本語訳が親切にも、神戸学院大学の石原明教授によつてなされ、このことを私は心より感謝している。このほん訳には、私が一九七四年以来の展開に対しつけ加えた追録が、含まれてゐる)。このようなコメントと追録原稿をいただいたことに対して、私はここに改めて、ヒルシュ教授に心より感謝したい。なお、そのほかのヒルシュ教授の最近の二つの講演、すなわち妊娠中絶に関するものと治療行為の中斷に関するものを順次ほん訳して、近く本誌で紹介する予定である。

ハーリッシュが一九六六年に「ルマーメイヤーの記念論文集」で、「同意による断種の当罰性」の問題を論じた際に、自傷（あるいは自傷の試み）と、同意による他害とで異なる取扱いをすることが、首尾一貫性を欠くかどうかを原則論的に問題にしたが、そのときエンギッシュは、次のように記した。「私の見たかぎりではまだ、要求による殺人を一般に不可罰とするべきだとの主張がなされていないのが注目される。論議はもっぱら、次のことに關して行なわれてゐるにすぎない。即ち、要求による殺人に減刑の特典を与えることが正当であるか（むしろ故意の殺人に關する一般規定を適用すべきでないかどうか）、また、懇願されて“慈悲殺”を行なう特殊な場合を不可罰とするべきかどうか、更には、明示的かつ真摯な要求がなかつたけれども被殺者に対する同情から殺した場合にも、特典を及ぼすことができるか、ということについてである」⁽¹⁾。だが、エンギッシュのこの見方は、今日ではもはや当つていない。すでにアルトウール・カウフマンが、一九七〇年の刑法学会で報告して以来、彼は、要求による殺人に

は、将来、刑罰を科すべきではないとの方向に傾斜しており、⁽²⁾ またカウフマンの弟子ミカエル・マルクスも、「実質的法益概念」の理論から、同意による殺人の不可罰性を導き出している。またその間にルドルフ・ショーマットも、トウチャッハの記念論文集の「Strafrechtlicher Schutz des Opfers vor sich selbst? (自らの罪んだ被害者の刑法的保護とは?)」へ題する論文で、明確に次のことを主張している。即ち、被害者の自己損壊行為が無罪であるところの命題は、被害者の完全な同意にもとづく他害行為もまた無罪であるべきだとの命題によって、補充されなければならない。刑法第二二六条は、今や、現行法に体系矛盾を持ち込むものである。将来の刑法典は、そのような規定を持たないことが望まれる。同じく身体傷害の場合に、刑法第二二六条^aが、完全な同意があつてからには、不可罰とするためには不十分であるとしていることとまた、体系矛盾である。むしろ代案第一一一一条第一項の提案の方が適切である。⁽⁶⁾ 一般的のジャーナリズムにおいても、最近はそのような考え方を見られる。⁽⁶⁾

(一) S. 41ff. なお R. Kehler, Die Einwilligung des Verletzten in ihrer strafrechtlichen Bedeutung, 1884 を参照。

せうでは、著者独特的の思考から、同意による殺人の可罰性を除去

トウチャッハ「貴重な主張をねじこんだ。」の見解が、Arzt, ZStW 83, 36 Ann. 94 によれば、世纪を経て存続し得る見解と評価が示されている。それは明らかに過大評価である。

(2) J. Meyer による学会報紙 ZSAW 83, 252. カウフマンはその際 Gallas, JZ 1960, 649ff. を根拠にしたところだが、それに対する見解は既述した。

(3) Zur Definition des Begriffs "Rechtesgut". Prolegomena einer materialen Verbrechenslehre, 1972, S. 62ff., 82.

(4) S. 113ff. 特に S. 117ff. に「體外の論題」、「Gleichzeitig ein Beitrag zur Reform des Opiumgesetzes (→ <法改正> あたたか) の寄稿」となっている。

(5) 代案第一一一一条第一項は、「身体傷害は被害者が同意した場合にばく違法でない」と規定している。

(6) 例えば、「要求による殺人」レジストームを取扱った「一九七一年四月一一の ARD 放送の「Pro und Contra (賛否)」を参考照。また、一九七三年四月一〇日の「Die Zeit」紙における放送に關する R. W. Leonhardts の報告を参照。

ショーマットが、要求による殺人、その他、完全な同意にもとづいて行なわれた全ての殺人の可罰性を排除するために与えた理由は、次のとおりである。⁽¹⁾ 即ち、個人の生命は同時に公共の法益でもあるところの考え方⁽²⁾ が、維持することができない。

い。けだし、基本法第二条第二項は、生命は最高の個人法益であるとしており、全ての刑法教科書もこの位置づけから発していることは、明らかだからである。生命は個人法益⁽³⁾であるが放棄し得ず、それ故法益の担い手の处分を許さないと、いうことを、可罰性の説明のために用いる見解に対しても、その放棄不可能性の理由をどこに求めるかを、問い合わせなければならない。その答えとして、次のことが述べられているにすぎない。「人は、その生命を自由に处分する権限を、神からさすがつていなかから」と。だがこの見解は、国家刑罰の基礎づけとしては失格である。このことは、法益の放棄不可能性を、立証の困難性（被害者は、同意があつたとの加言者の主張に対して、もはや反ばくし得ないから）に求める考え方に対しても、一そうちてはある。なるほど、自分の殺害にすら同意する者は、通常は正しく同意する能力を欠いていふという命題をたてて、同意を再検討することによつてのみ、刑法第二条を体系に合致したものとする試みは成功するであろう。だがこの考え方もまた、一般に通用しない。けだし、その構成要件要素である「真撃な（ernstlich）」といふことを厳格に解釈すれば、結局は第二条は適用することができなくなってしまうからである。したがつてやはり、第一

二二六条は、現行刑法において、体系矛盾となるものである。以上。

だが、シユミットのこの見解は、これまでの説を論ばくするには適切でない。彼が明白だと考えているよりも問題はもっと複雑であり、通説が保持している論拠は、もつと内容的に豊富である。

先ず、基本法第二条第二項を援用することは、誤まつていい。なるほど、個人の生命が国家ないし社会にも属するが故に、それが国家もしくは社会の自由な处分にも委ねられると言ふならば、個人の生命は公共の法益であるとする思考は誤まつてゐると言ふのである。シユミットも、その思考がそうした考え方をもつてゐるとは思つていいであろう。むしろこの思考は、自己の生命の保護という個人的利益をこえて、同胞の生命を尊重するという、刑法上重要な公共の利益を肯定することを、もつばら問題としているのである。基本法第二条第二項は、このことに対する何の異議をもさしはざまない。基本法は生命に対する個人の権利について規定しているが、その権利を憲法で言及するのは、周知のように、「生きる価値のない生命的の否定」「ある一定の人種的、宗教的集団の絶滅」「政治的敵対者の排除」という標語で示されたナチ

ス政権時代の経験の、反作用として理解すべきである。したがつて、生命に関する基本権の意味は、「国家によつて実施され、合法化されもしくは認容された殺人を防止することにある」⁽⁴⁾。それ故この規定は、殺人の全面的阻止に向けられた規定であるというべきである。この規定は、殺されることに同意した者を殺してもよいとするような憲法的保障を、何も含んでいないのである。⁽⁵⁾「現行法の生命に対する基本権は、原理的にも何ら個人の生命に対する処分権を認めるものではない」⁽⁶⁾。

刑法教科書体系のシユミツトの援用も、彼の見解を支えるのに何ら役立たない。刑法教科書は、当然のことながら、殺人罪は個人に対する犯罪であることから出発する。だが、同意者本人によつて、第三者が、人の生命抹殺の禁を守ることから解放されるほどにまで高度の個人的法益を口にすることは、補足的な言い回しにすぎないのであって、そのことは、刑法教科書が第二六条を肯定することによって、拒否されている。

また、生命はなるほど個人の法益であるが、放棄できないものであり、それ故、法益の扱い手による処分が禁じられるとする、ある部分はこの規定の説明のためにも念頭に浮かべ

られた命題に対し、シユミツトが述べていることを受容することは、殆んどできない。人々はすでに、この見解が本質的な点において、「ヤーススの頭」的な法益論を主張する見解とどう異なるのか、疑問をもつであろう。それは、法益の放棄不可能性を同様に肯定することによって、法益保護の個人主義的な観点を拒否するものである。⁽⁷⁾だが、何はともあれシユミツトが、これまで保持してきた放棄不可能性を、人はその生命を自由に処分する権限を神からさすかつていらないという観念だけに依存させることができると考えるならば、それは単なる唱え文句にすぎない。けだし、そのような純粹に宗教的な理由づけは、国家刑罰の基礎づけとしては、あまりにも貧弱であることは、明白だからである。最近の法律文献中にそのような理由づけを探しても、おそらくそれは、無駄な骨折りであろう。もしもそれを引き合いに出すならば、自殺の試みをも可罰的としなければ首尾一貫しないが、自殺については誰も、真剣にその可罰性を考える者はない。

法益の放棄不可能性を、証明の困難性—同意の有無に関しても生じる—だけに求めることはできないという、シユミツトの主張はなるほどもつともである。だが、これを主張する学者は少数で、彼等は法益の高度の個人的性質を主張し、どの

ようにして体系的に矛盾なく刑法第二二六条を説明するかの問題に直面して、この理由づけを用いる。⁽⁸⁾ だがこの見解は、すでに文献において、刑法規定の「少し古ぼけた理由づけ」として斥けられている。⁽⁹⁾

さて最後にシユミットが、刑法第二二六条を体系的に合致させ得る唯一の視点として、自己の殺害に同意する者は通常、正常な同意能力を欠くとの觀点——これはシユミットによつて、正当にも拒否されているが——が残されていると考えるならば、彼が論ばくしたこの見解の重要な論拠、ことに、ガラスおよびエングッシュの著作にみられる重要な論拠を見落していることは、明らかである。エングッシュによれば、体系矛盾は存在しないのである。けだし、一方、自傷による自己の身体、生命的の自由な处分と、他方、侵害の許容もしくは要求にもとづく「第三者」によるその法益の自由な处分との間に存する相違に、注目すべきだからである。刑法第二二六条、およびそれと同質のすべての刑罰規定（機会的に企図された自殺への勧誘もしかり）の根拠は、同胞の生命を保持する法秩序の公共的利害であつて、ただそれは自殺の場合にのみ、かかる場合には自己否定を決意した者に刑罰威嚇をしても何も期待できないことも考えて、例外的に自殺者の精神状態を特に考

慮すべく、譲歩するのである。だが、その他の場合には、たとえ生の喜びが消えていくような場合にも、したがつて人が自らの抹殺を願望する場合にも、他人の生命を尊重することは、意味をもつ。「生命に対する畏敬の念」の再三の誓いは、立法者をも動かして、たとえ、自己否定を望み死を熱望する者が、自分自身では法的に禁じられることなく生命を断つことができる場合でも、自らを否定させることを許さないのである。一般に、単に自殺の場合にのみ、同胞の生命を保持する法秩序の利益が身を引く、というエングッシュの指摘は、おそらく実定法上に成立している状態の單なる言いいかえでしかない。それ故、個人が自らその殺害を願望している場合にも、なぜ法秩序の利益が存続しなければならないかの問題が残る。その眞の論証は、エングッシュによって述べられた第二の思考中に存する。即ち、他人の生命を尊重すべきとの主張が、同意ある場合の殺人を許容することを阻止するのである。それ故エングッシュは、その少し後で、「他人の生命の不可侵性（タブー）」の必要性を強調している。⁽¹¹⁾ したがつて、通説の次の見解、即ち、同胞の生命の安全のために、他人の生命をタブー視することが——ただ、正当防衛のような極端な例外的場合には、それが破られるることはあるが——導入される

べきだとの見解が、決定的に重要であると考えなければなら
(12) ない。

通説のこの原則論的な見解には、なお次の思考がつけ加え
られる。即ち、自から進んで命を奪う場合に当然に生じる強
い阻止力が、要求による殺人の場合には後退するので、法的

否定の形で、手を下す第三者に反対動機を生じさせるにむか
とりわけ必要である、ところとしてある。⁽¹³⁾ されば次の如きも
また、意味をもつ。即ち、殺害に同意するにとは、さればして
取返しのつかない侵害に同意するにとは、他方、同意
者の動機が単に一時的なものであつたり、思ひ違つてあつた
りすることが容易にあり得るので、そのためにもまた、第三
者による殺人は一法的な刑罰威嚇による阻止が通常はなされ
ていない自殺とは異なるべくあらねど、ふ
れ」とである。

こうした通説の見解を見るならば、通説に対しても論理矛盾
の非難を浴びせらるべきでは、すこし明らかである。
この際、やはり通説の法的重要性を評価すべきであるが、と
もかく通説は、次のような否定するにとのできない思考を基
礎としているとも注目すべきである。即ち、自傷を行な
う被害者本人の態度をいくつ評価すべからんといふと、同意

しなり他害を行なう第三者の態度をいかへ評価すべからん
い」とは、一つの異なった問題であるといふべきである。自傷
行為から生じる論理的結論を、簡単に他害行為の判断に援用
する」とはできないのである。^(14a)

(1) S. 117f.

(2) BGHSt. 4, 88(93); Bay ObLG St. 1957, 75(76); Wel-
zel, I. 11. Aufl., S. 96; Wessels, AT 3. Aufl., S. 53. 参照。

(3) たゞれば Maurach, BT 5. Aufl., S. 12. 参照。

(4) Maunz-Dürig-Herzog, GG, 3. Aufl., Art. 2 II Rdn. 8.
(5) 憲説として Maunz-Dürig-Herzog, GG, 3. Anfl.,
Art. 2 II Rdn. 12; Maunz, Deutsches Staatsrecht, 19. Aufl.,
S. 123; Gallas, JZ 1960, 653ff., 686 (auch näher zu Art. 2
Abs. 1 GG); Schwalm, Küchenhoff-Festschrift, S. 69ff.
を参照。ただ、Hamann-Lenz, GG, 3. Aufl., Art. 2 Anm.
B. 8. さて、くわしく理由ではなくが、基本法第11条第1
項から、自己の生命を自由に処分する基本権を導き出そうとして
いる。しかしこの場合以上、基本法第二条第二項第三文の法律の
留保によって、刑法第116条に対しては、何らの憲法上の異議を
持つはめんどくな。

(6) Maunz-Dürig-Herzog, a. a. O.

(7) そのためにマウツィヒは、次のように記述している。即ち、
生命が個人の法権であるか、はたまた全体社会の法権であるか

ところの論争問題は、生命保護の絶対性ところへいに直面した場合、何の実際的な意味をもたない。 (AT 4 Auf., S. 340; BT 5 Auf., S. 12) たゞ、 Lackner-Maassen, StGB, 8. Auf., Vor

§ 51 Ann. 5 add を参照。やむづま「一方で、それは、個人的法益であると述べては、が、他方で、「その想い手は、その処分権を持たない。けだし、公共の利益がそれに関係するからである」と述べている。

(8) 例えば Arzt, ZStW 83, 36f. Ann. 97 (「同意があつたにもかかねらず處罰する」とは——刑事政策的に見れば——同意がなかつたと邪推して處罰するべきである。)

(9) Engisch, H. Mayer-Festschrift, S. 412.

(10) Gallas, JZ 1960, 649, 653. Engisch, a. a. O. S. 399, 412f. を参照。 (い) の問題に対する、最も重要な見解が、ハーマンによって引用されていない。)

(11) S. 415.

(12) Peters, JR 1950, 743. を参照。

(13) Engisch, a. a. O. S. 412.

(14) 単なる「埠出の願望」への比較。 Simson, Schwinge-Festschrift, S. 109. 明らかにこの可能性についても v. Kress, De-

utschес Medizinisches Journal 1960, 548. やだ、前章の注 (15) やだ、トヨシ放送による医師たるの見解を参照 (S. R. W. Leonhardt, a. a. O.)

(14) Honig, Die Einwilligung des Verletzten, 1919, S. 94ff. もやはりいのいふを強調している。 94ff. もやはりいのいふを強調している。

他人の生命を尊重すべきとの主張の観点に立脚する通説を検討する場合に、先づ、いの見地が原則論的に、刑法の任務および法益論の認識と一致するかどうかが問題となる。

(a) 今日しばしば主張されている次の見解、即ち、刑法による威嚇は社会侵害的もしくは社会的に危険な行為に限定されるべきである、との見解は、(完全な) 同意にもとづいて行なわれる殺人を可罰的とすることが、そうした刑法概念の基礎の上に成り立つ得るかと問い合わせ、これは重要な問題であるとする。この見解は周知のように、「社会侵害性」の観点の助けをかりて、単なる道徳違背をすべて、刑法から排除すべきことをその狙いとしている。

いの見解は、次の考え方につき。 即ち、その生命を奪われる者は殺害に同意しているので、その者には保護すべき利益を欠いている。そして当人の生命よりも大きな財は侵害されていないので、全体社会の侵害も存在しない。通説によつて肯定されている公共の利益は、単なる道徳的な評価を受けるにすぎないものである。それ故、同意による殺人は、社会侵害性を欠いている、と。

しかし、すでにボソケルマン⁽¹⁾は、刑法概念上の侵害の概念は非常に不確かなので、それは一派が容易にそれを行なつてはいるように—柔軟に解釈されると指摘している。全体社会の実質的損害—侵害される個人をこえて—が生じた場合に限って、公共の利益を刑法的に保護するのであれば、「社会侵害性」という公式は、そもそもあまりにも狭すぎるであろう。明白に処罰が必要な行為領域を念頭に置いて、公共の利益の侵害を問題とするところでは、ただその一部の場合のみについて、そうした侵害が認められるにすぎない。だが、これまで正当と認められている刑罰規定のうちで、社会の秩序観念もしくは価値観の保護「だけ」を問題にしているものが多くある。したがって、ある一派の刑法觀が、合憲法的秩序、経済秩序および国家的信条、性に関する少年捕導、などの刑法的保護、もしくは—特に啓發的な—暴利行為処罰規定などもまた、社会侵害性の標識と調和し得ると考えて、それは何らの不都合をも生じない。のみならず、平穏の保護（刑法第一六六条を参照）、およびそれと殆んど切り離すことのできない公共の感情の保護を念頭におくことは、処罰が必要と思われるすべてのものを、社会的に有害として、実際に社会侵害性のもとに包含する可能性を、立法者に与えるもの

である。⁽²⁾ それ故、社会侵害性の概念はその幅を広げる可能性をもち、したがって刑法規範と単なる社会倫理規範とを質的に限界づける学問上正確な標識とはなり得ないことが、明らかになる。しかもそれは、そもそも刑法と倫理を区別し得る思考ではあり得ない。けだし、刑法規範は刑罰によって武装した社会倫理規範であつて、刑罰威嚇を伴なわない単なる社会規範との区別は、量的なものにすぎないからである。実際、「社会侵害性」への限定の旗印しのとて主張されている、單なる道徳的なものはすべて刑法から排除すべきとの主張には、次のような特別な願望があるのである。即ち、社会倫理上の否定的判断が弱まつた結果、刑罰威嚇が時代おくれとなつたと思われる刑罰規定を、刑法から排除しようとの願望である。⁽³⁾ 社会侵害性の思考が、性刑法を制限するたたかいにおいて、すなわち、変貌の過程がきわめて分りやすいこの題材において動員されたのも、あながち偶然ではない。その場合に、社会が忍受できる单なる「非社会的な」行為と、「反社会的な」行為とのちがいを鋭く洞察することが、重要な役割りを演じる。また同様に、本来当該行為を禁圧する（より）納得のいく理由が与えられるかどうかの考察、および、社会秩序との衝突を（より）一そく評価すべきか、それとも刑罰威嚇

とは別の手段で十分に、社会における平和な共同生活を保障することができかどうかの考察もまた、重要な役割りを演じるのである。

したがつて、これまで論じられた問題に対して、次のことが明らかになる。即ち、「社会侵害性」を目指す刑法概念は、もともと、同意による殺人を可罰的とすることと対立するものではない。むしろ、その可罰性を保持するための理由が、そう説得的で、心にきざみ込むのに十分であるかどうかが問題なのである。その場合に、刑法第二一六条について主張されている通説の見解を不合理なものとして片づけてしまうことができないことは、すでに本節で強調された。けだし、生命を不可侵とすることによって同胞の生命の保護を強化しようとするることは、全く合理的な思考であるからである。

(b) 個人の自己決定権は、同意があるにもかかわらず刑法が介入することを排除する、という考え方もまた、有力に主張されている。シユミットにおいても明らかに重要な役割りを演じたこの命題は、ミカエル・マルクスによつて主張された「実質的法益概念」において、最も鮮明に現われる。それは、「実質的保護客体」の問題に対して、次のように答えるべきだとする。即ち、「刑法は、人間の自己実現を可能にす

る客体を保護する」。それ故法益とは、実質的には、人が自由な自己実現のために必要とする事物である、と定義すれば、その「事物」が、人の自己実現に役立つが故に、また役立つかぎりにおいて、それは同時に、正当に保護されるべき「財」としての価値をもつ。その「事物」は、人間との関係をもつが故に、保護されるのである。それ故に、この人の関係性がまた、侵害の対象となる。即ち、その事物の所有者が有する、事物の特別な専用可能性、事物の「所有性」が侵害されるのである。この「法益の関係概念性」から、同意の重要性が結果される。けだし、この事物は、その価値を評価しそれによって活発に自己実現をしている主体との特別な関係によってのみ、「財としての資質」を獲得しているからであつて、もし主体がその関係を解き、その事物を「放棄」するならば、それは財としての資格を失なうからである。したがつて、その論理的帰結として、次のことことが結論づけられる。即ち、一実際に同意能力のある一被害者の同意は、常に当該法益の侵害性を排除する。そしてそれは、故意の殺人の場合にもまた同様である。⁽⁶⁾ と。

次に、これと同じ出発点に立ちながらも、シユミットホイザーとシートラーテンベルト⁽⁷⁾が、別の結論に達していること

には、注意すべきである。彼等は、個人の法益が問題となる場合に、その法益論を本人の自律ということに結びつけて考える。シユミットホイザーによれば、ここではまさに、「有権者の自律的支配」ということが、本来の法益であるとされる。そしてショートラーテンベルトはこの場合に、法益の侵害とは、「他人の自己決定の蔑視である」と考える。そしてこの法益の「真の基礎」の侵害が、本人の意思によっておおわれた自由な自己決定と調和して矛盾しないならば、それは決して不法ではないとされる。だがこの両者は、M・マルクスと同様に、自己決定をその出発点として選びながらも、個人に対する法益（生命・身体）の場合には、その处分権の制限を肯定する。ショートラーテンベルト⁽⁹⁾は、純粹にパターナリステイックな思考によつてこれを支えることができると考えてゐる。彼は、その制限を次のことによつて理由づける。即ち、自由の最低限度の基礎として、本人自身の剝離的な自由行使——そこでは、取返しのつかない、もしくは痛切な侵害が行なわれる——から、法益の担い手である個人を保護することが、一定限度において必要と思われる、即ち、「簡単に言うと、個人は、事情によつては自身に納得のいく利益を後見されなければならない」と。だがこの理由だけは、独断的であつ

て適切ではない。それは、本人の「納得のいく」利益が一体どこにあるのかの問い合わせ的に具体的に答えなければならないとき、ただちに困難に遭遇する。⁽¹⁰⁾加えてそれは、法益を問題にする場合に強く妥当するとされた自己決定の思想との矛盾をぬぐい去ることが、困難であると思われる。けだし我々は、自己決定の能力のあるいわゆる成年者としての国家市民を背景として、その観点から個人の法益を考えているのであって、國家を女家庭教師のように考えることは、適切でないからである。この考え方は、評価すべき通説の見地よりも、そのリベラルな思考においてより後退しているとさえ、言わなければならぬであろう。それに対してシユミットホイザーは、その制限を、人間の尊厳ということの中に見る。けだし、誰も他人に対して、人間の尊厳を意のままにするような態度を要求することができないからである。⁽¹¹⁾したがつて、シユミットホイザーは、通説の中心思想——他人の生命を尊重すべきとの主張——と親近性をもつ。だがやはり、行為客体に対する権利者の自律的支配が、原則的に個人に対する犯罪の本来の法益であるとする彼の出発点からすると、彼においても矛盾が生じる。身体傷害の場合のように、法益の放棄不可能性が、その一部分についてのみ問題になるところでは、シユミット

ホイザーにおいて、法益の分解が生じるであろう。彼は次のように述べている。「ここでは、有権者の自律性という財は、その前面において自律性の対象である個人の財それ自身にかかる。この個人の財は、生命 자체がおよそその尊重要求をなくし得ないのと同様に、人間の尊厳によって設定された限界をこえて、その尊重の要求を消滅させることはできない」。したがつてここでは、二つの財、即ち、先ずただ間接的にのみ本人の自律性に尊重要求が及ぶ財と、その尊重要求の直接性の故に、もはやそれを自由に処分することができない財との、意味深重な置きかえがみられる。それ故シユミットホイザーは、一つの同じ財（身体の完全性）についてすら、法益概念の分解を持ち込んでいる—故意の問題および未遂の問題についても、それは疑わしい結果を招いている。けだし彼は、「自律性」という出発点にもかかわらず、処分可能性を制限することを必要と考えていてある。

このように、M・マルクスの個人主義的な「実質的」法益概念に対して、他の著者が、同じく自己決定と結びついた法益概念をたてながらも、その処分範囲の制限を一ことに生命法益に対する制限—認めていることが指摘できるとすれば、そもそも法益概念と自己決定との結合は疑問であると言わな

ければならない。個人犯罪における法益を、行為客体に対する「自律的支配」もしくはそれを「評価する」主体との関係における客体として握把するならば、生命、身体、行動の自由等々はもはや法益ではなくて、生命、身体、行動の自由等々を保持する意思が法益であることになつて、これには異議が生じるであろう。これはすでに、第二次刑法改正法第三四条における実定法上の概念理解と矛盾する。ことに、法益概念と自己決定とを結びつけることは、単に信仰告白を意味するにすぎない。アーメルングも、M・マルクスに反対して、伝統的な法益概念からそのような思考を引出すことはできないと、指摘している。また法益概念は、決して刑法上の特別な概念なのではなく、法的な禁止および命令規範が発現するすべての場所でその役割りを演じると考えるべきである。このことは既に早くから、ヴェルツェルが指摘していた。法益概念によって刑事立法の可能性を制限することを期待する見解は、次のことを見誤まっている。即ち、法益概念は刑法に方向づけられた特殊な機能をもつのではないか、またそれは、決して法秩序に制限を劃するものではない、という事実である。法益とはむしろ、「法がその侵害から守ろうと欲するそれぞれに望ましい社会状態」である（ヴェルツェル⁽¹⁵⁾）。したが

つて、法益概念から立法者による処罰化の制限論を展開することはできないのである。⁽¹⁶⁾

それ故、法益問題とは全く関係なく、次のことが問題となり得るであろう。即ち、同意にもとづいて行なわれる殺人は個人に対する行為であるが故に、自己決定権を考慮して、もともと刑法の有効な課題領域の外にある問題ではないか、といふことである。個人に必須の自由領域は刑罰規定によつて狭められてはならないのは、自由主義的法治国家において当然のことである。それ自身禁じられる行為について同意が許容され得る場合を認めることは、個人の自由の妨げられない行使に付与する社会的意味を、法秩序が尊重していることを物語つている。だがその場合、それは刑事政策的觀点に場を委ねる領域をもつてゐる。けだし、絶対に通用する自由の領域の限界を画するのは、もっぱら憲法のみだからである。だが、殺人に対する同意の問題は、まだまだそれとの接点を持たない。同意によって殺人に対する禁止を自由にする基本法上保障された権限などは、成り立つのではないことは、既に前述した。基本法の人間像は、独裁的な個人のそれではなくて、共同社会の中に生きて、多くのことを義務づけられている個人のそれである（連邦憲法裁判所判決、一二一、四五

〔五一〕、二八、一七五〔一八九〕。自己決定の思考は、次のこと、即ち、ここで論じられている問題は、第三者の行為を刑法上放任するかどうかについてであることを、特に注意すべきである。それ故シユミットは、ある箇所ではすでに、限定期的に「間接的な自己損傷」という言葉を使つてゐる。なるほど、自己決定の実現のために必要な第三者の行為を制約することによつて、必要な自己決定が侵害される場合も考えられよう。だが常に問題とされるのは、人の人格性の自由な発展のために絶対に必要な意思形成領域を各人に保障するということである。同意にもとづく殺人を可罰的とするとしても、それによつて自殺の可能性が妨げられることはないであろうが、それは別としても、自己決定の「間接的な」行使ということをここに援用することは、合憲法的な法益放棄不可能性の思考をはるかに超えて理解される、強調された個人主義的思考と関連するものである。このことは、自殺する個人の権利といふものが決して承認されないことを考へるとき、なおさらである。さらに、一九七二年の麻薬法第一條が示しているように、事情によつては、身体の自己危殆化に介入することは、不可避的とすらみでいる。これらすべては、次のことを明らかにする。即ち、同意にもとづく殺人の問題は、刑

法の権限の原則論的な範囲に關する問題ではなく、むしろそれば、今日の社会倫理上の判断がそのような行為の当罰性を證明するかどうか、また、刑事政策的考慮がその处罚の必要性を證めるかしないかは問題である。ルベール博士

（12）「生命」より法律よりは法律の意義を後退せよ。
身体および行動の自由よりは、法益問題に際しては必ず、身體より貴重な「法律性の益」が考へられてこそ。

- (13) A. a. O. S. 11f., 262
 (14) ZStw. 58, 512 Ann. 30
 (15) Lp. 11. Aufl., S. 4.

- (16) Jescheck, AT 2. Aufl., S. 194 もめじ、法益論のたゞ
むお撃てて、刑事政策的の範囲にて、当罰性の關係を區別する
（2） ～～～～～～ Knut Ameling, Rechtsgüterschutz und
Schutz der Gesellschaft, 1973, S. 339ff., 344ff., 394.
 (20) Welzel, Lb. 11. Aufl. S. 5f.; Naturrecht und materiale
Gerechtigkeit, 4. Aufl. S. 166. もめじ。
 (24) Engisch, Auf der Suche nach der Gerechtigkeit. Ha-
uptthemen der Rechtsphilosophie, 1971, S. 103.

- (19) A. a. O. S. 62ff., 67, 82 Ann. 18
 (26) M. Marx, a. a. O. S. 64ff., 82 Ann. 18

- (17) Strafrecht AT, 8/130ff., 137, 140 ff.

- (20) ATI, Rdn. 37ff., 389ff.

- (21) ATI, Rdn. 389; ～～～ Hoerster, JZ 1971, 123ff.

- (22) ルベール博士 Stratenwerth, a. a. O. 117. の反論を
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

出頭せぬ。

- (23) Strafrecht AT, 8/131, 140ff. やれど、彼は、懲戒による
殺人を、「田舎が致死した場合」について説明してゐる。
 (24) ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

したがって先ず、いわゆるの技術的な見解に対する、いよいよ
に提出される法律の問題を個人主義的に解決する方向への論
議の変更が、社会の中に生じたかどりかが問題となる。

四

先ず、福音主義の倫理およびカトリックの道徳神学においては、神の五つの命令にしたがつて、同意にもとづく殺人を否定することが確定している。なるほど、直接に生命の短縮を目的とせず、間接的、偶然的に死を少し早めることによって、死の苦しみの一部もしくは全部をまぬがれさせることについては、何の異議もとなえられない。だが、もし生命の短縮が意図されているならば、そのような直接的な殺人は、常に有罪とされる。そしてそれは、いかなる事情があつても——何らかのよい目的との組合わせにおいても——患者の要求があることによつて、正当化することはできない。人間は、自らの主人および所有者であるのではなくて、ただその身体およびその存在の用益者であるにすぎないというのが、キリスト教的道徳の基本原理の一つである。⁽¹⁾

また、医学上の文献においても、同意による殺人を許容する問題は、ただ真の安楽死の問題との関連においてのみ——したがつて、ここで論じられているよりもずっと狭い範囲で——取扱われているにすぎない。ここでは、救助の見込みのない不治の患者に対し、死への介助のために死を結果する医療処置を行なうことは、殆んど一致して拒否されている。このような处置は、医師の任務に適合するものではなく、そ

れば、医師の使命に対する疑問視を招くとされる。⁽²⁾またそれと相応じて、救助の見込みのない患者の苦しみを除去するために必要な鎮痛剤を投与することも、その必要量または患者の状態により、それが鎮痛作用とともに確實に生命の短縮をもたらす場合には、それも否定される。⁽³⁾医師協会の多くは、さらにそれ以上に、苦痛を緩和する目的で、死に直面している患者に医師が鎮痛剤を投与することも、生命短縮の可能性があらかじめ予見される場合には、やはりそれを否定する。⁽⁴⁾その理由として、次のことが述べられている。即ち、医師はもっぱら生命保持のために奉仕すべきであつて、生命を短縮する可能性のあるいかなる処置も行なうべきではない。そのような行為は、医師の保護義務に違反し、また、医師に委ねられた患者の生命的不可侵性を犯すものである、と。

現在の哲学の文献においても私が見たかぎりでは、同様に、同意殺の原則論的な肯定論は見当らない。これについては我々は、ニーチェおよびヘッケルにまで、さかのばらなければならぬ。ニーチェ⁽⁵⁾は、「道徳と医者」に関するテーマについて、次のように書いている。「患者は社会の寄食者である。ある状態においては、なおながく生き続けることは、行儀の悪いことである。生命の意義、生命への権利を喪失した後に

おいて、医師や治療者への憶病な従属のうちにかるうじて生き続けることは、社会において深い軽べつを招来するに違いない。他方、医師はその軽べつの仲介者とならなければならない……。生命的、上昇する生命の最高の利益が、退化する生命を容赦く下部や側面へ押しのけることを要求する場合にはいずれも、新たたな責任が、医師の責任が、作り出される……」⁽⁶⁾ ヘッケルにおいては、次のように述べられている。

「もし回復の見込みのない重い病気が、その生存を耐え難いものにしているならば、あるいは、もし彼等自身が我々に“不幸からの救済”を願うならば、我々は、同胞の重い苦悩を終らせる権利をもち、あるいはそれを義務というならば、その義務をもつ」。ここで注意すべきことは、全く治る見込みのない精神病者に対して、彼は次の処置を論じているのである。⁽⁷⁾ 即ち、そのような病者については、「信頼し得る良心的な医師たち」から成る委員会の決定によつて、モルヒネの投与により殺すことができる。同じく、毎年生まれる何千とい

う不具者、ろう啞者、クレチン病者、不治の、顕著なわざわいを負わされた者、等々を、出生後すぐく殺すことによつて、端から人生の道を遮断することは、「より理性的であり、よいことである」と。だが、そう言つてゐる間にも、ヒット

ラーの時代に、いわゆる生きる価値のない生命の殺害が實際に行なわれたが、その後に至つてこの見解を引き合いに出することは、もはや問題にならないことであろう。

マルクス主義もまた、同意殺の許容性を否定する。これについては、社会主義国家の刑法典を参照することができる。⁽⁸⁾ カール・マルクスは、自殺のテーマについては——「自殺について」の章において——ごく短かく取扱つてゐるにすぎない。彼の論述は、同意により行なわれる殺人の許容性を弁護することから、ほど遠い。

法律以外の現今の文献においては、個々ばらばらにジャーナリストが、要求による殺人の自由化を弁護する自由主義的な方向を強調しているだけである。⁽¹⁰⁾ だがそれを詳しく読んでみると、彼等が念頭に置いている事実関係は——オランダのファン・ボーフエン事件との関連において——懇願された安樂死の領域に関するものであつて、したがつて、ごく狭い問題領域を扱つてゐるにすぎない。⁽¹¹⁾

それ故、社会倫理的評価が、同意殺を一般に許容すべきだという方向に変化したということはできない。むしろ依然としてエンギッシュの次の見解、即ち、他人の生命の原則論的な不可侵性（タブー）の命題は、個々の集団の習俗的、隔世

遺伝的な思想ではない、公共の精神的な所有物である。しかし、ある見解が真実であることを証明してしまった。シムハイム⁽¹²⁾は、最近においていのいじを指摘している。彼は要求による殺人の原則論的禁止の正統性を力説し、眞の安樂死の問題となる一定の場合のみを例外的に取扱おうとしている。強調され個人主義の段階は明らかに後退し、個人間の強い社会的結合の傾向が進んでゆくと共に、極端な個人主義的解決を、今日の社会の世界観に依拠せしめるとは、次第にやがてなりつゝある。また、眞の安樂死の特殊な問題性をめぐる議論に還元して考察することについては、シムハイムは正確に、次のように述べている。即ち、そいでは決して「立法決定」のテーマが問題となるのではなくて、それは、重い苦痛のゆゑに死の床に横たわっている死の承諾者の苦惱に直面して、人道的な観点から、他人の生命の尊重が例外的に道を譲るべからざらかとなる、困難な問題にかかるのである。以上の問題は、なお後述する。

(12) ルネラク教義神学の大要⁽¹³⁾ Härting, Das Gesetz Christi, Bd. 3, 3. Aufl., S. 227f.; Mausbach-Ermecke, Katholische Moraltheologie, Bd. 3, 9. Aufl., S. 72ff., 80; die Ansprache von Pius XII v. 24. 2. 1957, abgedr. in: Herder-Korrespondenz 1956/57, 378. を参照。煙草中毒の原因について Barth, Die kirchliche Dogmatik, Bd. 3 Teil 4, 2. Aufl., S. 487; Bonhoeffer, Ethik, 7. Aufl., S. 171; Krapp, in: Evangelisches Kirchenlexikon, Bd. 1, 2. Aufl., S. 1185; Thielicke, Theologische Ethik, Bd. 3, S. 438ff.; Trillhaas, Ethik, 2. Aufl., S. 185f. 参照。

(13) Hellbrügge, Deutsches Ärzteblatt 1963, 1493f.; Kautzky, Hochland 1960/61, 306; ders., bei F. Valentin, Euthanasie, 1969, S. 42; v. Lutterotti, Herder-Korrespondenz 1973, 241; Zillig, Hochland 1949/50, 347; Die Berufssordnung für die deutschen Ärzte in der vom 59. Deutschen Ärztetag 1956 beschlossenen Fassung, abgedr. bei Kuhns, Das gesamte Recht der Heilberufe, 1958, I/255, II/153. 参照。

(14) 前注⁽¹²⁾参照した文献の記述を参照。
a. O.; Lang, JR 1953, 55; Zillig, a. a. O. S. 341. Abw. jedoch Kautzky, Hochland 1960/61, 304, 306; ders., bei F. Valentin, a. a. O. S. 41f.; Victor v. Weizsäcker, Eu-

(15) Gruber, Arzt und Ethik, 2. Aufl., S. 32; v. Kress, a. O.; Lang, JR 1947, S. 6, 10, 22.

(16) Götzendämmerung, Streifzüge eines Unzeitgemäßen, Aph. 36.

(17) Die Lebenswunder, 1904, S. 132.

(18) A. a. O. S. 135f.

(o) Simson-Geerds, Straftaten gegen die Person und Sitthichkeitsdelikte in rechtsvergleichender Sicht, 1969, S.

43ff. の報知を参照。東独の刑法典によれば、殺人が要求され
た場合に殺人、故意にして(第1-111条)処罰してしまる(Lehr-
kommentar, 1970, Vorber. 2 vor § 112)。

(o) Marx-Engels, Gesamtausgabe, Bd. 3, Berlin 1932, S.

391ff.

(o) 「」の辻(?)はあたたかに記録はなだれ。Seb. Haffner;

“Die Zeit”紙、[九七]年四月]〇日、15頁の R. W. Leon-
hardt.

(二) R. W. Leonhardt, a. a. O. (“conclusio”); Hirschauer,
Vorgänge 1973 Nr. 2, S. 4ff. やまとへいこは「九七」年に行
なわれた、ハーリッシュ研究室の代表質問の際に、問題とされたにす
べて。(s. FAZ v. 14, 8, 1973)。

(三) H. Mayer-Festschrift, S. 415. やの場合は、なお次のことが

特に強調される。即ち、第II者の行為に関する社会倫
理的判断と自殺のそれとの明確に区別すべきである。ところが
やある。BGHSt. (GrS) 6, 147 において主張された、「道徳律
は自殺か——あわゆる例外的な場合は、たゞんそれを度外視する
べき——あらしく非難する」とする見解は、——ある集団の道
徳的見地を絶対視しているために——正当にも多くの批判をうけ
ている。このことは、最近再びラングによって強調されている。
Lange, LK 9. Aufl., § 216 Rdn 2.

(2) Schwinge-Festschrift, S. 89ff., 109

真の安樂死の特殊問題をめぐる議論の還元については、ハ
ンドは少しおもつとして、同意によるすべく殺人の拒否を、存続
する社会倫理の承認に依存せらるためには、刑法を介入せら
れるのが刑事政策的に有意義であるかどうかを検討するといふ
なくして、すますいとはもちろんできないであろう。

(a) すでに前述したように、否定的評価が弱まつたために
刑罰はあまりにも強い国家的制裁となる。とするための手が

かりは、あるいは見出しができなかつた。むしろ、人の
生命を第三者の行為から可能な限り保護する」という、
顕著な社会的利益が存立している。けだし、正当防衛の場合、
戦争における殺人、そのほかなお若干の極端な緊急状態の場
合以外の、刑罰からの解放は、同胞の生命の尊重をいやがる
しく低下させ、それによって殺人に対する心理的な抑止力が
弱められるからである。これを説明するために、何も神秘的
な映像を用いる必要はない。それは、墮胎禁止を緩和した後
のイギリスに見られるように、墮胎病院に類似した、人生に
疲れた者を「眼のせる病院」をつくり出すであろう。だが、
タブー視すべき領域があるとすれば、それは他人の生命の領

域である。すでに述べたように、刑罰威嚇によつて、眞の自由が何ら個人から奪われるものではなく、かえつてそれによつて個人に安全の利益が与えられ、またそれによつて、自己決定の本来の前提条件が個人に付与されるのである。

通説が法的基礎としているこの一般的、基本的觀点——他人の生命を尊重すべきとの主張——には、なお次の考察が、補足としてつけ加えられる。即ち、自らの殺害に同意する者は、通常、精神的な沈滯状態にある。耐えがたい身体の苦痛、あるいはまた、通常の生活抑圧、生活捲怠もしくは生活嫌惡、そのほか精神病理学の領域に属する理由が、自らを殺させるための心の準備の原因と思われる。この、病氣と類似の、あるいは眞の病氣であるような状態は、完全な同意がもはやできない状態とそつ大きくかわらないかも知れない。だがここでは、実際には、全く同意能力のある者を問題としている。けだし、そうでなければ、はじめから刑法第二二一条、第一一二条に関する問題となるからである。だが、多くの場合において、单なる一時的な抑圧感からの願望により、取返しのつかない結果を招くことから彼等を守るための精神的な激励こそが彼等には必要なのであって、処罰されずに彼等を殺し得ることに手を貸す必要はないのである。その上、既に述べ

たように、死の願望がもともと誤まつた動機にもとづく場合もあり得るのである（例えれば、誤まつたガン診断、誤まつた配偶者の事故死の通報など）。

またここで今一度、次の論拠を参考すべきである。即ち、同意者には、自分を自殺から守るための自發的な抑止力が後退しているので、刑法的否定の形において、行為者に反対動機を形成させることができるのである、ということである。

さらにそれに追加すべき考察項目として、証明の問題を挙げることができる。当人はすでに死んでいるので、同意があつたとの主張にもはや反駁することができないが、そのことから生じる、各個人の生命に対する危険度は大きい。けだし、行為者の方は、疑わしきは被告人の利益にという命題によって信頼を受け、刑法的に危険な立場に置かれていないからである。それ故ジムソンは、一般的な刑罰からの解放と結びつく濫用の危険性を正当にも強調している。

さらには、極端な緊急状態の場合を別として、一たび同胞に対する同意殺を許容したならば、もっとも手近かなところから、次の危険も生じる。即ち、その同意が、両親の同意によつてにせよ国家機關によつてにせよ、代替され得るといふことである。

そして一たび、本人自身のために生命を保護するのではなくて、主觀的な個人的利益のためにそれを守る方向に本筋をとるならば、保持への個人的利益と破壊への共同の利益との間に、衝突が生じるであろう。そしてそれは、単なる衝量の問題となる。その結果、例えば死刑について、もしその廃止が、他人の生命の尊重ということによって支えられなかつたらば、抹殺される個人の利益に優先する共同の利益が常に引き合いに出され、そのことによって、その廃止は挫折したであろう。これらはすべて、同意殺の可罰性を原則論的に肯定するための、ただ、眞の安樂死の場合におそらく生じるであろう例外の問題を留保するとして——擁護論となる。

(b) だがしかし、同意によつて行なわれる殺人の事例は比較的稀であることを指摘して、ここから刑罰の過剰論を引き出す見解がある。⁽²⁾ 事実、西ドイツでは、一九五〇年から一九六八年までの間の、刑法第二二六条にもとづく有罪判決は、四〇件であったにすぎない（そのうち七件は、一九六八年におけるものである）。⁽³⁾ また、同意はあつたが刑法第二二六条の特別な恩典に値しないような殺人の事例は、ごく少数と見ることができた。だが、処罰の必要性にとって意味をもつものは何であろうか？ 刑事立法の問題にたずさわる者は誰で

も、刑罰規定を必要とするかどうかの問題は、統計的なものによって決定されるのではないということを知つてゐる。むしろ決定的なのは、その行為が行なわれ、かつ、個人の行為として重大であるために、刑罰によつて威嚇されるにふさわしいということである。刑法典中の刑罰規定を観察するとき、犯罪統計としては出現することが少なくとも、その規定をおく必要性について、争う余地のないものが多くある。そしてここにさらに、次のことがつけ加わる。即ち、ここでは事は生命の問題であり、したがつて、保護されるべき法益のうちの最も重大なものが問題となつてゐるということのみならず、もし刑罰から解放すれば、同意殺の数は飛躍的に増大することが、予想されるということである。

(e) さらに、不可罰的な自殺関与と、可罰的な承諾殺人とが、明確に區別できるかどうかが疑問視される。⁽⁴⁾ しかしこれには、理論的な限界づけのより詳細な説明として、連邦通常裁判所刑事法廷一、一五〇の判決以来行なわれてゐる議論を参考することができる。⁽⁵⁾ 即ち、自由な決心にもとづいて、自分自身の殺害を行なうものには、自發的な自殺行為が存在しており、それ以外のすべての関与者は、保証人の地位の者であらうとなからうと、単なる不可罰的な関与者である。同様

に、心中の場合にも、行為支配ということが、決定的な標準として機能する。だが、アルツトは、この事物論理的な限界づけが、すべてにおいて明白なものとして評価し得るかどうか、疑問視する。⁽⁶⁾ 彼は、次のように述べている。即ち、保証的地位にある者による要求殺人と、保証的地位にある者による自殺の非阻止とに事態を分けて、一方に数年間も続く自由刑を課し、それに対して他方を不可罰とすることができるかどうか、疑問である。次の例は、その区別がむずかしいことを明瞭にする。即ち、致死量の錠剤をコップの中に入れてくれと医師に頼む患者（それを自分で飲む）と、そのコップを自ら口へ持っていくことができない患者（しかし、それを自分で飲む）と、自分で燕下することができないほど病状が重いために、人の手によって栄養を与えられなければならぬ患者の例である。だがこの例は、それほど確証的でもないであろう。けだし、アルツトの懸念にもかわらず、はじめ二つの実際上の行動は、不可罰的な単なる自殺帮助にすぎない。けだし、——飲むことについての——最後の決定は、患者が行なうからである。それとの関係で、人工的な栄養供与の続行を中止する場合と、医師が要求にもとづいて、致死量の毒を注射する場合とを、対比すべきである。そこには、

明確な評価の相違が示される。即ち注射の場合は、医師の殺人行為が問題となり、それは、前述した理由から当罰的である。それに対して栄養供与の中止は、それが問題となることは僅少である。けだし、患者が自らを救済（救助）させることを望むか否かは、原則としてその個人に委ねられているからである。⁽⁷⁾ いずれにしても、このような比較を行なう場合、眞の安楽死の事態を想起することは、避けなければならない。けだし、その事態においてはまた別の評価の観点が入り込むからである。我々が、殺人の正犯と不可罰の自殺関与との限界についての議論を観察するとき、そのことと、要求にもとづく殺人の可罰性を適切でないとして、もしくは制限する必要があるとすることは、関連性がないことに気づく。逆に、可罰性を現行法の範囲に限ることを、時には狭すぎると思ふ人がいることが、まさに問題となるであろう。

(d) 最後に、同意にもとづく殺人の可罰性を支持する通説の正当性は、諸外国の立法を見ることによつても、証明されよう。法律規定の多くは、要求にもとづく殺人を構成要件的に無罪とするような特典化を行なつてない。⁽⁸⁾ それらは、故意の殺人に弾力的な刑罰の枠づけをもつ限りで、刑の量定のわくの中で被害者の要求を考慮している。外国のほとんどの立

法は、有効な同意（明示のかつ真摯な要求、等）がある場合に、刑法第二一六条に相当する輕減の特典をもつた構成要件を設けている。⁽⁹⁾ それとは別に、何ら有効な同意を必要とせずして特典化を行つてゐるものも見れるが、反面それは、高い刑罰の枠づけを残している。⁽¹⁰⁾ それと並んで、要求による殺人を——体系的に見て不満足であるが——自殺に対する可罰的な関与との関連において、特別な「協力行為」としている法律規定もある。⁽¹¹⁾ スエーデンの一九六五年刑法もまた、要求にもとづく殺人が可罰的あることを前提としている。そして、その行為は故殺の刑罰規定のもとに置かれている。もつとも、特別の事情により処罰が必要でないと考えられたならば、減刑および刑の免除に関する一般原則にしたがつて、裁判所は刑を科さないこともできる。そのほか、スエーデンの刑事訴訟法は、これらの前提条件のもとで公訴提起を放棄することもできるとしている。⁽¹²⁾

(e) すでに私は、同意殺の可罰性を原則論的に肯定する場合にも、眞の安楽死の場合には例外があり得ることを留保すると言述べた。だがこの問題は簡単に、自己決定および同意を参照して答えるものではないことは、明らかである。この問題はむしろ、すでに暗示したように、死の床にある。

横たわる者の耐えられない苦しみによって生じる極端な苦悩が、本人の意思に則応して正犯的な安楽死を行なうことを正当化するかどうかの、限定された扱いにくい問題にかかるものである。この新らたな、「安楽死」の現代的なテーマをめぐつて、近年行なわれてゐる討論が、こうした問題設定にかかわるものであるとの視野を失なわないならば、多くの成果が期待できるであろう。

この問題は、最近、ジムソンによつて、前述したシュビングの記念論文集における彼の寄稿の中で、詳しく述べられた。彼は、苦痛の緩和を目的として行なわれるが、その際、死の床に横たわる者に残された生命期間の短縮が結果される、いわゆる間接的安楽死は、今日の刑法の文献において、それを認めることがきわめて有力であることを指摘している。⁽¹³⁾ ヴェルツエルも、次のように述べている。⁽¹⁴⁾ 即ち、「死の床に横たわる者の苦悩にみちた死との闘いを、鎮痛剤によつて緩和することは、その副作用によつて死が早められることがあつても、それは許容される」と。こうした处置（いわゆる間接的な殺人）を許容することに関する法的な問題については、神学上の文献では、法律家の理論構成よりもその成果は少ないようである。ところで、故意殺人の構成要件が存在するため

に、問題の解決は正当化事由の領域で行なわなければならず、その際、次に述べる（超法規的に）正当化される緊急避難が持ち出されるであろう⁽¹⁵⁾。

さらにジムソンは、自殺の可能性を指示することが期待できないか全くそれを欠いている場合で、非常に悲劇的で悲惨な葛藤状態の場合には、直接に生命を短縮することによって、耐えがたい苦痛から解放すること目的とする安楽死もまた、許されるであろうとしている。そのほか彼は、そのような葛藤状態においては、すでに確実な死が近いとか、逆に、予測される残存生命はまだ比較的ながいとかにからしめることは、必らずしも必要でないとしている。これについて彼は、「数ヶ月もかかるて、即ち、長い間かかるて死ぬ」という不幸な事態もあり得ると述べている。そしてジムソンは、これらすべての場合を、いずれも（超法規的に）正当化される緊急避難とみようとしている。

このことは、次のような極端な場合を考えるかぎりで、賛成することができる。即ち、消え行く生命の、鎮静されない肉体的苦痛が耐えられなくなり、その結果、それを願う者の死を、直接、積極的な行為によって早めることができ唯一の人道的な救済の方法として残されている場合である。このような

積極的な安楽死は、真の極端な例外的場合に限り——しかしそれも、大抵の場合、間接的な安楽死または自殺の方法によることができるのと、そのような場合は通常は殆んどないであろう——事实上、体系的には正当化される緊急避難によって、解決することができるであろう⁽¹⁶⁾。だがジムソンは、それに該当する範囲をより広く拡大している。これは、当人自身が自殺することが「期待できない」と思われる場合のみ妥当するものである。だがジムソンは、それより時間的に早い段階で「安楽死」が許される可能性を強く主張しているが、それは特に重大な問題を提起する。万一考えられる正当化を、当初から絶対に、厳格な意味において、死にぎわの協力、すでに消滅しつつある生命の短縮、が問題となる場合に限るのでなければ、法益の尊重が次第に軟弱化される危険が生じ、この危険は、社会にとって耐えられないものとなる。この危険を受容するならば、早い段階で大抵の場合、本人が望んで自ら自殺することができる機会を、ますます少なくしてしまってであろう。

だがいすれにしても、立法者がこの問題を法律規定に取り上げて、安楽死の許容性を法定することの方向に、軽々に誘惑されはならない。この問題は、これまであまり大きな実

際的意味を發揮しなかつたとはいへ、緊急避難の理論に委ねるよりがであるであろう。ただし、法律問題としては、すべ

ての行為者に適切ならしめるために、刑法第二一六条のこれ

までの自由刑の最下限を引上げるには、考慮されてよどんである。けだし、刑法第一四条の適用は、単に見せかけにすぎないものではないからである。

(1) 総括的に見て、同意によるとして行なわれる殺人の可罰性に関しては、次のように確信することができる。即ちシートおよびその他によつて主張されている見解とは逆に、それは、矛盾でもなければ時代錯誤的でもない。むしろ、原則論的な可罰性を堅持するとの実際上理由づけられた必要性がある。その際、要求にもとづく殺人は、通常の故意殺の場合と比較して、行為無価値性が少ないことを考慮して、これまでの同様、特典を与えられた犯罪として、規定すべきである。⁽¹⁸⁾

(1) A. a. O. S. 109.

(2) R. W. Leonhardt a. a. O. の報告を参照。

(3) Die Statistik in Dotzauer-Jarosch, Tötungsdelikte, Schriftenreihe des Bundeskriminalamts, 1971/1-3, S. 44.

を参照。

(4) Arzt, ZStW 83, 33ff.; Arthur Kaufmann, ZStW 83,

(5) Welzel, I.b. 11. Anf., S. 280f., 286 やよぶやくはおたる指示を参照。

(6) 前掲書。その場合、彼の批判は特に作案1111条に向けられる。そりでは、自由な決意もとづく自殺の場合と、不作為による殺人正犯の構想によつて限界があいまいになる」とが、明示的に避けられている。だがそりにおいても、刑法第1111条との限界は未解決のままに残る。ハヤ。

(7) 保証人の場合には、刑法第1111〇条の適用ある BGH の判例の原則にしたがつて、OLG Stuttgart, (MDR 1964, 1024) は、そのような場合は、少なくとも刑法第1111〇条のようつて处罚されるとした。これに対する Dreher, JR 1972, 342. が正当である。

(8) マルギー、ブルガリヤ、フランズ、ヨーハースラジヤ、ソ連、チヨコスロバキヤ、トルコ、ベンガリー、アメリカ合衆国。イギリス刑法は、Glanville Williams, The Sanctity of Life and the Criminal Law, London 1958, S. 283ff.; A. B. Downing, Euthanasia and the right to death, 1972, S. 134 ff. S. 見記。

(9) テンマーク(1111九条)、トインホーナム(第111章111条)、ギリシャ(111〇〇条)、グリーンランド(111七条)、アイルランド(11111条)、オランダ(111九条)、オーストリア(111九条a)、ルーマニア(111六八条)、ベイク(111四条)。

(10) 特に、イタリア(111七条)。

(11) ベペイヽ (因〇九条)「ナ、ナハトガル (IIIH四条)、なお、日本刑法II(〇)「ナは、要求シムハヤヘ殺人を、血縁関与と同」の

条文に規定してある。

(12) Schwedisches Recht: Kap. 3 §2, Kap. 33 §4 Krim G; Kap. 20 §7 Prozeß G. を参照。

(13) A. a. O. S. 96f.

(14) Lb. 11 Aufl., S. 281m. Nachw.

(15) 他人の生命の故意による侵害は考慮されない、との原則が、緊急避難を正当化する理論において妥当しているが、それは、多くの人々の法益衝突が問題となる場合に適用するものである。だが、

殺人の未必的故意によって他人の生命を賭けるが、それがその生呑の確実な破壊から救う唯一のチャンスである場合には、その行為を行なうことは、すでにこれまで許容されていて。Welzel, Lb. 11, Ann., S. 91f の、消防夫の例を参照。それ故、正当化される緊急避難の場合において、それが多くの人々の間の衝突に関するものか、それとも一人の、同一人物についての衝突であるかといふことが、明らかに意味をもつ。こうして、同意した患者の耐え難い苦しみを緩和するという利益が、わずかの生命の短縮の危険性に対し優越するのみならじができないであら。

(16) A. a. O. S. 108ff mit Nachw. ausl. Stellungnahmen S. 101)

(17) やのよの状況を生ぜしめる医療上の実状について Sim- osn, a. a. O. 94. 治療打切りの場合には問題性は少ない。けれども医師は消へ行く苦惱にみた生命を、積極的な措置によつて人

為的に長びかせる義務をもたないからである。通説に対する実証

トニー・Weizel Lb. 11, Aufl., S. 281 を参照。

(18) (a) もの無罪の可能性を調べるトニー Engisch, Der Arzt an den Grenzen des Lebens, 1973, S. 52. “だがその場合” ハニギン・ヨハ、その違法性は堅持しようとしている。

(b) 刑法第二二六条の繼承規定である代案II(〇)一条の理由書によれば、それは「法益侵害性が軽い」ために、特典が与えられるとしている。だが、同意によって減少した法益が侵害の対象だといつて、それは「法益侵害性が軽い」ために、特典が与えられるべきではない。すでに法益問題について述べた理由から、それは拒否すべきである。他人の生命という法益は侵害の時点において完全なかたまで存立しており、それは、同意が表明されたときにわざないと関係がない。明示の真摯な要求は、リードはただ、行為無価値に關係するだけであり、行為の結果無価値にかかわるものではない。 Jescheck, AT 2. Aufl., S. 279f.; Maurach, BT 5. Aufl., S. 12, 14; Noll, Übergesetzliche Rechtfertigungsgründe, im besonderen die Einwilligung des Verletzten, 1955, S. 79f. を参照。なお、ある一定の場合に、生命とて危險な行為を正当化する同意を与えるといふがやあねといふアダ、前述したようにかくは尊毛王やね。(RGSt. 57, 172; RG JW 1925, 2250; BGHSt. 4, 88 [93]; 7, 112 [115]; h. M.; やれ足りない) 特に Zipf, Einwilligung und Risikoübernahme im Strafrecht, 1970, S. 70) いわゆる“ナ”の次のことを見ひかじる。即ち、法益問題の問題性は、11つの異なる平面に存するものであるといふのである。ただし、

神戸学院法学

厳密に言えば、ここでは法益の処分権限が問題となるのではなくて、——法的保護の放棄の理論を是認し得るかぎりで——正確には、法益の保護に向けられた法規範からの解放資格が問題となるからである。他人の生命を不可侵とする公共の利益を絶対に守るために、故意殺人を禁止するのであるが、それにもとるような同意を与える可能性は成り立ち得ない。それほど他の生命という法益は重要なのである。それに対して、過失殺人の禁止を保持する関係では、それは完全には排除されない。したがって、法益について提起される、高度に個人的なものであるか、それとも公共の利益に関するものであるかという問題は、より正確には、その保持のために立てられたそれぞれの規範、したがって故意の殺人の禁止の上位にある規範が、変更の予地があるかどうかの問題と考えられるのである。その場合にもその法益の内容自体は、同一性を保持している。

六

同意殺人について述べた範囲において、すでに同意と自己決定の関係に関する原則論は、すべて論じた。そして身体傷害に対する同意についても——それは、自由剥奪に対する同意についても当てはまるが——このことが広範に関連せられる。ここでは、問題はその同意を尊重するかしないかの二者択一ではなくて、限定的に尊重するか無限定的に尊重する

かであり、それがここで特徴となる。ところで、同意の制約を規定している刑法第三二六条^aおよび一九六二年草案第一五二条とは異なって、代案第一一二条第一項によれば、(欠陥のない) 同意にもとづいて行なわれる身体傷害は、原則としてすべて許容される。これについて理由書は、次のように述べている。即ち、成年者が自分の身体の完全性を自由に处分することは、原則として自由である。⁽¹⁾またシニミットは、次のような論拠にもとづいて、この制約に反対する。即ち、刑法第三二六条^aに規定されている制約は、主として同意にもとづく断種を不可罰とする为了避免るために、一九三三年に導入されたものであって、そのときは、第三国家の人口政策目的が決定的となつたものである。刑法第三二四条、第二三五条は、もっぱら高度に個人的な法益を保護しており、加えて、第三国家の人口政策目的がもはや理由となり得ない今日においては、欠陥のない同意が何故に行行為の不可罰性を導き得ないか、明らかでない、と。

だが、この制約を、本来ナチスの思想的産物として性格づけることは、明らかに誤りである。けだし、それはすでに、一九一三年の委員会草案第一九三条、一九二五年草案第一三九条、および一九二七年草案第一六四条にも見られるからで

ある。また、刑法第一二三六条aの制定以前の判例や有力な学説も、刑法第二二三三条以下の規定について、無制約的な同意権限を付与することを、その基点としていない。⁽³⁾むしろ身体傷害については、それが重大な傷害である場合には、不可罰を導くような同意を与えることはできないとすることが、文化国家の法秩序にかなっている。したがって、刑法第二二六条aによつて、ナチの立法者は、自由意思による断種を可罰的とすることを意図したとするシユミットの主張は、歴史的にも正当でない。⁽⁴⁾また、成年者は、原則として自分の身体の完全性を意のままにすることができるという議論は、成年者が自らそれを行なうことができることと、第三者が他人に傷害を加えることができることとの両者を区別すべきであるのに、それを考慮しないものである。それ故、一方で自傷不可罰とし、他方で同意にもとづく他害の重大な場合を可罰的とすることに、何らの矛盾も存在しない。これに関しては、要求による殺人の場合と照應する問題を参照することができる。身体傷害の同意の場合にも、同胞の身体の完全性の尊重を主張する社会の責任の思考が、かかわり合いをもつ。ただし故意の殺人の場合には、一般に同意の正当化作用は排除されるが、ここでは侵害の程度がさまざまであり得るので、そ

れを不可罰とする領域も存在する。即ちいじでは、身体の完全性の中心領域にかかることが明らかである場合にのみ、それをタブー視する必要性が生じるのである。⁽⁵⁾代案が、要求にもとづく殺人の場合には、正当にも、他人に対する重大な侵害については、法益を尊重する公共の利益が、個々の個人の意思に優先するとしているにもかかわらず、ここでは自己決定を重視しているのは、きわめて意外なことである。

身体傷害に対する同意の本来の法律問題は、そもそもその制約を行なうべきかどうかではなくて、どのようにその制約を行なうべきかの問題である。その場合、「行為の反道義性」という見地は、何ら有用な標識となり得ないことについては、今日、意見が一致している。自由意志による断種についての特別規定が設けられて以来、重大な身体傷害の限界に切れ目が生じている。その際、刑法第二二三三条および第二二三三条aは、私訴犯罪であることをも想起すべきである。⁽⁶⁾

(b) シュミットが、アヘン法第一一条の新規定の制定（現在の麻薬法第一条）がもくろまれていた当時に行なった論述において、彼は、同意について先に主張した論旨を、ここでは貫ぬいていないことに、注意すべきである。彼は、この規定にもとづいて成立する、健康の抽象的危険化について同

意した第三者、および行為者の可罰性を、体系違背として拒否していない。けだし、ここでは保護法益は、個人の健康ではなくて「国民の健康」、したがって公共の法益とわれているからである。だが、こゝに矛盾がある。もしシユーハートのように、自分自身の身体を損傷させ、もしくは自分自身を殺させるかどうかが、全く個人の自己決定の問題であると考えるならば、必然的に同じことが、麻薬の濫用の場合にも妥当しなければならないからである。国民の健康保護の観点の背後には、市民の健康の保護についての公共の利益が存立している。だがシユーハートによれば、これは自己決定の故に全く刑法上の重要性をもたなかつたはずである。彼の見解は、次の結果を導くであろう。即ち、一方では、同意がある場合に公共性を口にする可能性を全く否定しながら、他方では、立法者が抽象的危険犯を設定するや直ちに、それを肯定する、といふことである。だが、なぜ公共性が侵害犯の場合に意味を持ち得ないのであるうか？　たとえ本人が同意をしていても人が不具にされたり殺されたりしない」とついての重要な公共の利益が同様に存立しているはずである。抽象的危険犯の機能は、単に可罰性の時点を早めるだけにすぎない。

(1) S. 45 Vorber. vor § 108.

(2) A. a. O. S. 119

(3) ベルギーの詫撲トード、Mezger, Strafrecht. 2. Aufl. 1933, S. 215ff. を参照。されば、「欲する種の損害は与へひねや (volenti non fit injuria)」ところ論題も、無制限のものと解する」とは「あだら」とぞ指摘してい。

(4) より正確には、それは逆じあ。即ち、この規定は、いかなる口実であれ、公の利益において本人の同意にむとずく断種や去勢が求められた場合に、それに反対するのに法的なためいがあるが、そのためいを抵抗するためは、この規定が制定されたのである。Vgl. Schäfer-Dohnanyi, Die Strafgesetzgebung

der Jahre 1931 bis 1935, § 226a, Ann. IV. 1.

(5) こゝの問題は、いづれも、Hirsch, ZStW 83, 165ff.; LK 9. Aufl. § 226a Rdn. 36f. を参照されたい。

(6) それよりこゝ詳縦な Hirsch, ZStW 83, 167f.; Lk 9. Aufl., § 226a Rdn. 7. — 同意が考慮される場合、それはこゝでは、理論的に、正当化事由となるものである。最近構成要件阻却的同意と正当化的同意との区別をなくそうとする傾向があるが

(Vgl. zuletzt D. Klenzey, Der Mangel am Straftatbestand infolge Einwilligung des Rechtsgutsträgers, 1970, mit weit Nachw.) されば、これまで述べた批判されるべき誤解、即ち、個人の法益につき、法益概念を自律性の觀點からの主觀化すれど、関連性をもつ。だが、動機すけの自由に対する侵害を禁止するか、行為者の意図とは独立して存する、それ自体価値を

備えた客体の侵害を禁止するかの区別は、意義があると思われる。本人の同意にもとづいて行なわれる身体傷害は、常に保護される法益を侵害するものである。この区別はまた、要求される故意の内容にも明確に反映する。

(7) A. a. O. S. 122f.

七

これまで述べた検討から、次の結論が導びかれる。即ち、シユミットおよびその他の人たちによつてなされている次の主張、即ち、被害者の（完全な）同意によつて行なわれたすべての行為、したがつて故意の殺人や故意の身体傷害についても、その可罰性を廃止すべきであるとの主張に対しても、その可罰性を廃止すべきであるとの主張に対する態度から見地からのもので、なるほど結論の大膽さゆえに知的な魅力はあるとしても、それは社会生活およびその関連問題にとっては、得るところが少ない刑法上の帰結をもたらしている。

私は論稿の目的は、要求にもとづく殺人の原則論的な可罰性を説くことが、全く合理的であることを、できるだけ早く明らかにすることであった。さらには、西ドイツ刑法が、要求にもとづく殺人を——それは他人による殺人であるが故に——可罰的とし、反面、自由な決意にもとづく自殺に関与す

力をもつてゐるが、しかし社会全体の発展という視点からすれば、すでに時代おくれであるといつてもよいであろう。

〔追録〕一九八二年

同意と自己決定 石原

(六一五) 一一一五

ぬ」と（教唆、帮助）を——それは構成要件になら自殺への関与にすぎないが故に——不可罰としていることにも、何らの矛盾はないことを明らかにするためでもあつた。同時にまた、次のことと述べたいと思つた。即ち、本来の積極的安楽死は、自己決定や同意の問題として簡単に答えられるのではなくて、それは、耐えがたい苦痛から生じる苦悩状態において、当人の意思にしたがつて安楽死を行なうことが刑法上の判断にも影響を与えるといふ、局限された場面におけるむずかしい問題であるところである。それ故私は、当時、「今後新しいテーマであるオイタナジーをめぐって展開される議論が、そうした問題点をもつていてそれを視野から見失なうことがなければ、多くの成果が期待できるであろう」と書いた。

II 一九七三年以降に行なわれた論議においても、要求にみほく殺人を自由化する要求は、貫徹されていない。むしろ、法学者の支配的な見解は、私が先の論稿で述べたように、そつした動きに反対している。むしろ、西ドイツの刑法は、この点に関しては大へんリベラルである、といふ点で、見解が一致している。けだし、單なる自殺関与（教唆・帮助）は処罰しないからである。そのほか、刑法適用の実際においても、可罰性を欠くと思われる場合には、事情に応じて柔軟な解決をする範囲を拡大していく。次のような事例を見れば、それがわかるであろう。

(a) 消極的安楽死 患者の自由かつ真摯な決意により、治療の継続を望まないならば、患者の意思と対立する医師の問題——Euthanasie=Probleme der Sterbehilfe, 1975.

S. 121ff)」ハンス・メンツィングの「生命の保護——死ぬ権利——Schutz des Lebens=Recht auf Sterben, 1977」などがある。そのほかにも、アルレッヒ・ヒーチーの編による「人間科学ならびに社会科学の問題」としての「自殺と安楽死——Suizid und Euthanasie als human-und sozialwissenschaftliches Problem, 1976」があり、特にその中で展開されたこれらの種々の学問分野の専門家の見解は、大いに参考にすべしである。

証人的義務は消滅する。患者が自由な決意により、治療の継続を拒否するならば、患者に対する医師の責任は終了する。

医療上の生命延長が行なわれているところでは、患者の拒否は、自己決定の表明として無条件に尊重しなければならない。

また、もし患者が意識不明もしくはその他の理由で、有効な意思表明をすることができない場合には、通説によれば、それがただ死の無意味な引延ばしにすぎない場合には、消極的安楽死は不可罰とされている。その場合には、人工的な延命措置を講じる医師の法的義務は生じない。患者の苦痛を引延ばすにすぎない、あるいは患者を若干の期間、回復の見込みのない意識不明の状態に置いておくにすぎないので、技術的なあらゆる可能性を尽すことは、法秩序の要求に反しさえするものである。

(b) 尊厳死との関係で、特に刑法理論上問題となるのは、人工蘇生のための器械のスイッチを切ることによって、治療を中止することである。その主要な事例は、患者の意識がもはや回復しないことが確認された場合に、人工呼吸器をはずすことである。先に述べた例が純粹に消極的なものであったのに対して、この場合は、スイッチを切ることが行為として行なわれるために、特別な法律問題が生じる。もしこの場合

に、スイッチを切ることを、治療を中止するという観点から不作為と見ることができるとすれば、先に述べたのと同様に、医師の保証人としての義務が消滅するから、それは不法ではなくなる。だがそれを作為と見るならば、理論上むずかしい問題が生じる。その理論問題は、これまでまだ最終的な解決を見ていらない。しかしいずれにしても、結論的には、そのような場合には不法性を欠き、したがって可罰的ではないといふことでは、一致を見ているようである。文献におけるほぼ一致した見解よると、脳死が生じた後までも器械を動かせておくことは、要求されていない。むしろこれ以上、治療の見込みがなくなつたということが、決定的である。特に意識の回復の見込みが確実になくなつた場合には、可罰性を欠くことになる。

(c) 積極的安楽死の場合に含まれるとしても、それがいわゆる間接的な積極的安楽死であれば、それは許容されるであろう。その実例としては、鎮痛剤が次第に習慣性となり、用量が多くなつてその副作用が生命に害を与える、といった場合である。さらに特別な場合として、臨終近い状態において、鎮痛のための注射が死を招くことがある場合が考えられる。致命的な病氣にかかり、苦痛にさいなまれている患者に対

して、苦痛をやわらげるることは望ましい医療上の救済であるという考え方、および、時に死を早める副作用があつても、耐えがたい苦痛と比較した場合に、その害悪性は軽いという考え方は、医学ならびに道徳神学上の文献中に見られるが、刑法もまた、その考え方を排斥するものではない。なるほど法律家にとっては、この場合を不可罰とするための理論構成はむずかしいであろう。けだし、そこでは構成要件的に、單に認識ある過失が問題となるのみならず、未必の故意による殺人が問題となるからである。しかし今日では、このような行為を緊急避難の法理によつて正当化するという見解が、支配的である。

(d) しかしながら、直接的な積極的安楽死については、支配的な見解はこれを違法としているが、しかし極端な場合には、責任阻却が可能であるとしている。この点について私は、先の論稿において、緊急避難による正当化を肯定したジムソンの見解(シュビングの記念論文集、一九七三年、八九頁以下および一〇八頁以下)をかなり多く引き合いに出した。それは、ジムソンによって正当化され不可罰とされる範囲が、かなり広範に及ぶからである。私は、緊急避難によつて正当化される基準を厳格に解して、不可罰とされる場合を制限し

たい。私はそれを、厳格な意味における安楽死、すなわち死が間近かにせまつている状態で苦しんでいる患者の生命の短縮のみに限るべきだと考える。支配的な見解もまた、直接的な積極的安楽死は決して正当と見なされないとということである。むしろここで考へ得ることは、刑法上の責任の問題である。そうした事例は稀にしか存しないであろうが——西ドイツの裁判においても、これまでまだその例がない——状況がきわめて悲惨であつて、誰も責任非難を加えることでないような場合に限られる。そのような極端な場合において、医師もしくは近親者の良心の葛藤によつて、その行為動機をおさえることができない場合には、そのことが認められのである。責任阻却を招来すような良心の葛藤において、超法規的な責任阻却の緊急避難に関する理論(詳しくは、ライブ・イガーレ・コンメンタール第九版、五一一条の前注一七七頁以下を参照)が、そうした極端な場合の不可罰性に根拠を与えるであろう。不可罰となるのは、そのような極端な場合に限られるので、行為者が無造作に無罪とされることではなく、したがつてその濫用の危険性は少ない。それに加えて、患者の明示的

かつ真摯な願望（要求）が存在する必要があるので、病床につき添う医師が、患者の意思に反して致死量の注射をすると、いう事態が生じる）ことをおそれる必要もない（エングッショ、生命的の限界のある医師—Der Arzt an den Grenzen des Lebens, 1973. S. 52 Vgl.）

それ故、現行の西ドイツ刑法によれば、直接的で積極的な安楽死は違法とされ、したがって原則的には可罰的であるが、極端な場合には——それは間接的な安楽死とくらべて實際上は少ないのである——法律上の安全弁が用意されているといふことができる。

三 そうしているうちに、安楽死の問題は国民の論議において、環境保護という新らしいテーマにとってかわられ、あまり脚光を浴びなくなつた。また、安楽死問題は、時にテレビやシンポジウムや議会での流行のテーマになつたが、その後は、公的な討論はずつまっている。そして政治的左派は、妊娠中絶問題の場合と異なり、これにはあまり関心を示さないことは、注目すべきである。私は、先の論稿でも、カール・マルクスは、要求にもとづく殺人の許容性については、あ

まり論じていなかことを、既に指摘した。

ところで、公の議論においてはいつも、西ドイツの現行法

に対する認識が不十分であることを露呈する。例えば、決して可罰的でない消極的安楽死についても、新聞はセンセーショナルな取上げ方をしている。また、広く国民の中にも、法律状態に関するあいまいさと、事態に対する適切な判断に必要な諸事例の分析のあいまいさが見られ、安楽死を不可罰とする」とに賛成する場合にも、その事例を分けて考えるべきであるのに、十把一からげに安楽死の不可罰を要求したり、要求にもとづく殺人を不可罰にすることを要求したりする事態を招いている。なお、これまで述べた問題は、要求にもとづく殺人の単に一部分に関連するにすぎないものである。実際により問題である事例においては、患者の殺人要求はむしろ前面に出でこない。けだし、そのような場合には患者が意識を失なつていて、その他の理由で意思決定をすることができない場合が、むしろ多からである。

法を改正することは、目下のところでは、現実的であるとは言えない。けだし、現行法においても、事態に則した解決が可能であることを、人々は明白に認める事ができるからである。

終りに、医療倫理委員会の設置について述べる。その場合、倫理委員会は、法的な限界を定めることができないことを、

強調しておかなければならぬ。どのような場合に可罰性が生じるかは、現行刑法規定の解釈にもとづいて決められるべきものである。しかしそれでも、医学上の倫理基準は、ときに法律上、そして刑法上の基準よりも厳しいことがある。例えば、医師が自殺を積極的に帮助することは、刑法上は可罰的ではないが、そのような医師の態度は、ヒポクラテスの誓いによって示される医学上の倫理規範に反することになるからである。

以上